

ザ・プレミアムバックステージ 利用規約

第1条（趣旨）

本契約は、インドアゴルフクラブ「ザ・プレミアムバックステージ」（以下、「本クラブ」といいます。）をご利用されるお客様の権利及び義務に関して定めるものです。

第2条（本サービスの内容）

本クラブがお客様にご提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、次の各号に定める通りとなります。

一 「USTMamiya フィットティング」

お客様のゴルフスイングに適したゴルフクラブをご提供することを目的とし、本クラブ所属のインストラクターがお客様とマンツーマンにてゴルフクラブをご提案、ご助言するサービスとなります。

二 「マンツーマンレッスン」

お客様により良いゴルフスイングをして頂くことを目的とし、本クラブ所属のインストラクターがお客様とマンツーマンにてゴルフスイングのご指導、ご助言をするサービスとなります。

三 「セルフ練習場利用」

お客様が本クラブの打席を利用して単独でゴルフスイングをして頂くサービスとなります。

第3条（営業時間）

本クラブの営業時間は、当クラブが定める休場日を除き、次の各号に定める通りとなります。ただし、本サービスをご利用できる時間については、本クラブの店舗により異なりますので、各店舗のホームページ内のご予約ページにてご確認ください。

一 平日 午前10時から午後9時30分まで

ご利用日当日のご予約の最終受付は、午後9時までとなります。

二 土曜日・日曜日・祝日

午前10時から午後8時まで

ご利用日当日のご予約の最終受付は、午後7時30分までとなります。

第4条（本サービスのご利用）

本サービスをご利用して頂くには、本クラブが別途定める場合を除き、次条で定める本クラブの入会手続きを完了して頂く必要があります。

第5条（ご入会手続）

(1) 本クラブに入会を希望される場合、本クラブ所定のご入会手続をして頂きます。

(2) 本クラブにご入会をされる方は、次の各号に定める事項（以下、「入会資格」といいます。）のいずれにも該当していることを要します。

一 本契約のほか本クラブが定めるすべての規則に同意していること

- 二 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に所属していないこと
- (3) 本クラブ所定のご入会手続を完了し、次条（入会金）の入会金のお支払の完了をもって、本クラブの入会手続の完了とします。

第6条（入会金）

- (1) 入会金は、11,000円（消費税込）となります。
- (2) 入会金のお支払方法は、クレジットカード決済に限られます。

第7条（本サービスのご利用料金）

お客様は、次の各号に定める各「コース」の月会費（ただし、ご入会時については、ご入会月及び翌月の月会費）をお支払頂くことで、お支払い頂いた月会費の応答月において、次の各号に定める各「コース」をご利用して頂くことができます。

一 コース名「レッスンコース」

月会費19,800円（消費税込）をお支払い頂くことで、次のイ及びロに定める本サービスをご利用して頂くことができます。

イ 1回25分枠での「マンツーマンレッスン」につき、月4回（同一日のご利用は2回まで）ご利用して頂くことができます。なお、月4回ご利用されなかった場合であっても、未利用分は翌月に繰り越されません。

なお、ご予約につきましては、予約システムの仕様上、2回となりますが、ご予約された本サービスの利用時間が終了した後、再度、2回ご予約して頂くことができます。

ロ 1回25分枠での「セルフ練習場利用」につき、回数無制限にて（同一日のご利用は4回まで）ご利用して頂くことができます。

なお、ご予約につきましては、予約システムの仕様上、2回となりますが、ご予約された本サービスの利用時間が終了した後、再度、2回ご予約して頂くことができます。

二 コース名「セルフコース デイタイムプラン」

月会費13,200円（消費税込）をお支払い頂くことで、1回25分枠での「セルフ練習場利用」につき、本クラブの各店舗の営業時間のうち、午前10時から午後2時55分までの時間、回数無制限にて（同一日のご利用は4回まで）ご利用して頂くことができます。

なお、ご予約につきましては、予約システムの仕様上、2回となりますが、ご予約された本サービスの利用時間が終了した後、再度、2回ご予約して頂くことができます。

三 コース名「セルフコース オールタイムプラン」

月会費16,500円（消費税込）をお支払い頂くことで、1回25分枠での「セルフ練習場利用」につき、回数無制限にて（同一日のご利用は4回まで）ご利用して頂くことができます。

なお、ご予約につきましては、予約システムの仕様上、2回となりますが、ご予約された本サービスの利用時間が終了した後、再度、2回ご予約して頂くことができ

ます。

第8条（お支払方法・お支払時期等）

- （1）本サービスのご利用料金のお支払方法は、クレジットカード決済に限られます。
- （2）本サービスのご利用料金のお支払時期は、毎月20日に翌月分の月会費が引き落とされます。

第9条（入会金及び本サービスのご利用料金の性質）

- （1）入会金及び本サービスのご利用料金については、本サービスの実際のご利用の有無にかかわらず、お支払いいただきます。
- （2）入会金及び本サービスのご利用料金については、ご購入後の払戻しはできません。

第10条（ご予約等）

本サービスのご利用を希望する場合、次の各号に定める方法で、ご予約して頂きます。

- 一 本クラブのホームページ内の予約ページでのご予約
- 二 電話でのご予約

第11条（本クラブのご利用）

- （1）お客様が本サービスをご利用される場合、本クラブの所在する施設の利用規約及び本クラブの指示に従うほか、他のお客様の本サービスの利用に支障を来す行為をしてはならないものとします。
- （2）お客様が前項の定めを違反した場合、本クラブは直ちに本サービスの利用を停止させ、本クラブより退去させることができます。
- （3）前項の場合において、会員が入会金、月会費又はチケット料金を支払っていた場合であっても、本クラブはこれを返還いたしません。

第12条（休場日）

- （1）本クラブは、本クラブの定める休場日のほか、次の各号の場合には、本クラブの全部又は一部の利用を制限することがあります。
 - 一 災害等の影響があり、本サービスの提供が困難であるとき
 - 二 本クラブ所在の施設の点検、補修又は改修をするとき
- （2）前項の場合であっても、入会金、月会費又はチケット料金の支払義務に変更はありません。

第13条（免責）

お客様が本サービスのご利用により、自己の生命、身体又は財産が侵害された場合であっても、本クラブに過失がない限り、本クラブは一切責任を負いません。

第14条（第三者の生命、身体又は財産の侵害に関する責任）

お客様が本サービスのご利用により、第三者（本クラブを含みます。）の生命、身体又は

財産を侵害した場合、会員又はゲストは、これによる損害の賠償をしていただきます。

第15条（会員資格の譲渡等の禁止）

本クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、貸与、質権設定など担保に供する行為及び相続その他包括承継（法人の合併等の組織再編は除きます。）はできません。

第16条（休会・退会）

（1）お客様が次の各号にて定義する休会又は退会を希望する場合、本クラブに電話又は店頭にて申し出ることにより休会又は退会することができます。

一 休会 お客様と本クラブとの間で締結した本契約は継続したまま、お客様が希望される期間中、月会費のご請求を停止させて頂くとともに、本サービスの利用も停止させて頂くものを言います。なお、休会できる期間に制限はございません。

二 退会 お客様と本クラブとの間で締結した本契約について解約することを言います。解約により月会費のお支払は不要となり、本サービスの利用もできなくなります。退会后、本サービスをご利用いただく場合、改めて入会金をご負担の上、改めて本契約を締結して頂く必要がございます。

（2）休会日又は退会日は、次の各号に定める通りとします。

一 本クラブが前項の申出を受け付けた日（以下、「受付日」といいます。）がその日の属する月の1日から15日までの場合、受付日の属する月の末日の終了をもって休会又は退会するものとします。

二 受付日がその日の属する月の16日から末日までの場合、受付日の属する月の翌月の末日の終了をもって休会又は退会するものとします。

（3）休会又は退会により、月会費の請求が停止されますが、第7条に定める本サービスのご利用ができなくなります。

（4）休会又は退会した場合であっても、お客様より既にお支払いただきました入会金又は月会費について、本クラブはこれを返還いたしません。

第17条（復帰）

（1）休会されたお客様は、本クラブに電話又は店頭にて申し出ることにより復帰をすることができます。

（2）復帰日は、前項の申出日の属する月の翌月1日とし、月会費のご請求を再開いたします。ただし、お客様より月の途中より復帰をご希望される場合、月会費は日割りにより計算いたします。

（3）復帰によりお客様は第7条に定める本サービスのご利用をして頂くことができます。

（4）復帰に当たり入会金のお支払は不要となります。

第18条（除名）

- (1) 本クラブは、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本クラブより除名することができます。
 - 一 第5条第（2）項に定める入会資格がないことが判明したとき
 - 二 月会費のお支払を3か月間滞納されたとき
 - 三 本クラブの内外を問わず、法令、条例又は公序良俗に反する行為を行ったとき
 - 四 前各号に定めるほか、会員として相応しくないと本クラブが判断するとき
- (2) お客様は、前項の定めにより除名を受けた日をもって、本クラブより退会となります。
- (3) お客様が除名処分を受けた場合、お客様が本クラブに対して支払った入会金又は月会費があるとしても、本クラブは、これを返還いたしません。

第19条（本契約等の変更）

- (1) 本クラブは、本契約のほか本クラブが定める規則を変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、本クラブのホームページへの掲示などお客様が変更内容を認識しうる状態に置かれた日より、その効力を発生するものとします。

第20条（管轄）

本規約又は本サービスの利用に関してお客様と本クラブとの間で生じた紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。